

えひめ・おおいた満喫周遊スタンプラリー実施業務委託仕様書

1. 実施業務名

えひめ・おおいた満喫周遊スタンプラリー実施業務委託

2. 事業の目的

えひめ・おおいた交流事業実行委員会を構成する愛媛県側（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）と大分県側（大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町）の18市町が連携し、道の駅や観光施設等の観光スポットを巡るスタンプラリーを実施することで、域内の周遊を促進し、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで

4. 業務内容

愛媛県と大分県の自治体間の周遊を目的とした、LINEの友達機能を活用したデジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）の実施に係る業務とし、詳細な内容は以下のとおりとする。

（1）スタンプラリーの実施

スタンプラリーのスタンプ獲得期間は、令和8年7月中旬から令和9年1月中旬の6か月程度とし、実際のスタンプラリー実施期間は、委託者と協議のうえ決定するものとする。

（2）システム管理・運営

- ① LINEを活用した仕様とすること。
- ② スマートフォンのGPS機能等を使用し、デジタルスタンプを獲得するシステムを製作、または、既存の提供システムを利用し構築すること。
- ③ 参加者からの問合せに対応できるフォーム等を構築すること。
- ④ 参加者へのアンケート機能を構築すること。
- ⑤ 獲得できるスタンプの数は1地点につき1個とし、スタンプの獲得数に応じて景品の抽選に参加できるシステムを構築すること。
- ⑥ システムには、スポット（スタンプ取得場所）の名称や写真など、回遊性を促すために必要な情報の登録を行うこと。なお、スポットは道の駅や観光施設等を想定しており、選定は委託者が指定する60箇所程度とする。
- ⑦ スタンプ獲得地点は、一覧及びマップで表示できることとし、スタンプ表示の並び順は任意の順に設定可能とすること。
- ⑧ 過去の参加者への案内送付機能を構築すること。
- ⑨ 構築したシステムの著作権は委託者に帰属する。

(3) 抽選及び景品贈呈

① 所定のスタンプ数を獲得した参加者は、獲得したスタンプ数に応じて、各賞の景品に応募することができるものとし、応募は、モバイル端末のスタンプラリーシステムの応募フォームから各参加者が行えるものとする。

② 上記(2)で構築したシステムを使用し、応募者を対象とした抽選を行うこと。なお、当選者は50名程度とし、以下の点に注意すること。

- ・贈呈するア及びイの景品に係る経費(購入費、発送費等)は本契約に含むものとする。
- ・ウの景品に係る経費(購入費、発送費等)は本契約から除く。
- ・特別賞については、大分県のホテル宿泊券の選定及び購入は本契約に含む。
- ・愛媛県のホテル宿泊券は、選定及び購入は本契約から除く。ただし、発送は両県ともに本契約に含むものとする。

ア A賞 2名(10,000円分の特産品)

イ B賞 10名(5,000円分の特産品詰め合わせ)

ウ C賞 36名(3,000円分の特産品詰め合わせ)

エ 特別賞 2名(30,000円分の愛媛県と大分県のホテル宿泊券)

(4) 事業の広報

本事業を広報するため、スタンプ獲得用の二次元コードを印刷したポスターとチラシを作成し、スタンプ獲得箇所に配布すること。なお、作成内容は次のとおりである。

①ポスター (B2 135K 片面4色カラー) 200枚

②チラシ (A4 90K 両面4色カラー) 4,000枚

(5) 問い合わせへの対応

スタンプラリー実施期間中における、参加者等からの問い合わせについては、委託者と協力して対応すること。

5. 成果物等

(1) スタンプラリーに関する統計データ一式

- ① 事業実施報告書
- ② スタンプラリー参加者総数(年代・性別・居住地等)のデータ
- ③ 対象となるスポットごとに獲得されたスタンプ数
- ④ 参加者の属性に応じた、獲得スタンプ数のデータ など

(2) 景品応募者と当選者の連絡先や発送先等個人情報一覧

(3) ポスター、チラシのデータ一式

(4) 景品の写真

(5) その他、委託者が指示するもの

6. その他

- (1) 受託者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏えいしてはならず、業務完了後も同様とする。なお、業務で使用する各種資料・データに含まれる個人情報、行政機密等の取り扱いについては紛失、漏洩のないようにしなければならない。
- (2) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、委託者から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに委託者と協議を行い、事前に委託者の了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (5) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ委託者に協議すること。
- (6) 本業務で再委託を予定している場合は、提案書に再委託を行う理由及び再委託の範囲を明記すること。なお、再委託を行うことが不適切と認められる場合は、再委託を承認しないことがある。
- (7) 受託者は、本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 本業務の履行のために委託者から貸与された資料は本業務完了後速やかに返却する。
- (9) 本業務において制作した成果品（スタンプラリーシステムは除く。）に関する著作権等一切の権利は委託者に帰属するものとする。
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議により決定する。